

HELLO WORK information 2

月刊

ハローワーク宇佐

宇佐公共職業安定所広報
2025年2月号

contents

- ① 2025年度大学等卒業予定者の求人公開日程等 P.1
- ② 雇用仲介事業者を正しく把握しましょう P.2
- ③ 「障害者就職面接会（別府会場）」のお知らせ P.2
- ④ 4月以降の高年齢者雇用確保措置の実施について P.3
- ⑤ セミナー、各種相談会、説明会のお知らせ P.3
- ⑥ 労働市場の状況（管内の求人・求職） P.4

●ハローワーク宇佐
〒879-0453 宇佐市大字上田 1055-1
宇佐合同庁舎 1階
☎0978-32-8609
開庁時間：8：30～17：15（月～金）
（祝日、年末年始は休み）

●豊後高田市ふるさとハローワーク
〒879-0628 豊後高田市新町 1007-4
豊後高田市勤労青少年ホーム内
☎0978-22-2342
開庁時間：9：30～17：00（月～金）
（祝日、年末年始は休み）
※職業の相談・紹介のみ取り扱っています。

1

《事業主の皆さまへ》

2025年度大学等卒業予定者を対象とした求人公開日程等

大学、短期大学と高等専門学校、専修学校等の2025年度（2026年3月）卒業・修了予定者の就職・採用活動日程のルール及びハローワークにおける求人取り扱いスケジュールは以下のとおりです。

ハローワークにおける求人の取り扱い		大学等卒業予定者の就職・採用活動に関する開始時期	
求人の受理	2025年 2月1日 以降	広報活動	2025年 3月1日 以降
求人の公開	2025年 4月1日 以降	採用選考活動	2025年 6月1日 以降
大卒等卒業予定者に対する職業紹介	2025年 6月1日 以降	採用内定	2025年 10月1日 以降

※求人公開後であっても、**5月31日以前に採用選考活動を行うことのないよう**ご注意ください。

新規学卒者などを募集する事業主の皆様へ

労働条件などの明示は、労働者が職場に適応してその能力を有効に発揮するためにも、就職後のトラブルを避ける上からも重要です。労働条件は、そのまま採用後の労働条件になることが期待されています。求職者から誤解を生じにくいかたちで、正確かつわかりやすく記載してください。また、労働条件を正確に伝えることに加えて、平均勤続年数や研修の有無および内容といった職場情報を新卒者等に提供することが「若者雇用促進法」によって求められています。

大卒等求人は「求人者マイページ」から

ハローワークに大卒等求人を申し込む場合は、ハローワークインターネットサービスの「求人者マイページ」の利用をお勧めします。「求人者マイページ」を開設すると、会社のパソコンから求人申込みや内容変更などのサービスをご利用いただけます。求人者マイページをお持ちではない場合は、ハローワークインターネットサービスの事業主の方へのサービス「求人者マイページを利用する」から「求人者マイページ」を開設してください。

*「指針・関係法令」についてはこちらでご確認下さい

若者採用指針 厚生労働省 **検索**

学卒者採用労働関係法令 **検索**

若者採用指針等に関する募集

労働関係法令

求人は正確にわかりやすく!

* 求人者マイページ開設についての詳細はこちらから →

ハローワークインターネットサービス
<https://www.hellowork.mhlw.go.jp/>

詳しくはハローワーク宇佐 求人担当までお問合せください。☎ 0978-32-8609

2

《求人者の皆さまへ》

労働者の採用を仲介した雇用仲介事業者を正しく把握しましょう

複数の事業者から利用料金等を請求されるトラブルが増えています

募集情報を提供する事業の中には、求人者の方からサービス利用料金(情報提供代金)を労働者採用後に「成功報酬」という形で、徴収するものがあります。(成功報酬型の募集情報等提供事業)

求人者・求職者が同様のサービスを提供する事業者(A、B)それぞれのサービスを利用して採用決定後に求人者が当該複数の事業者(A、B)の双方から料金を請求されることになり、違約金も請求されるトラブルが発生しています。(求職者から事業者への採用決定報告に対して、事業者がその求職者に金銭を提供することが、複数の事業者への採用決定報告につながり、求人者が採用決定と直接関係があるとの認識のない事業者からも請求を受けるなどの事案が発生していました。このため、募集情報提供事業者(*)による労働者への金銭等提供を禁止しました。(令和7年4月施行))

(*)「求人メディア」や「人材データベース」など、募集情報等を提供する事業で、例えば、ウェブ上に求人を書き載せたり、応募やスカウトメールの発信を、アプリ上で求人者・求職者間で直接行う機能を提供するサービスを行う事業者。

トラブルの例

雇用仲介事業者Aが運営するサイトに無料登録し、応募者情報を得ていた求人者Cが、求職者Dに直接連絡し、採用が決定したので利用料金をAに支払った。その後、他の雇用仲介事業者Bにも登録していたDからBに対しても採用決定報告がされたため、Bからも利用料金を支払うべきと言われている。



このようなトラブルを避けるため、どの事業者の仲介で雇用が成立したのか、求人者は面接日など必要な情報は記録しておきましょう。

求人者が記録しておくべき内容

- 採用経路(直接募集、ハローワーク、職業紹介事業者、募集情報等提供事業者)
 - 職業紹介事業者や募集情報等提供事業者である場合には、どこの事業者の紹介や情報提供により、求職者と面接等することになったか
 - 紹介・情報提供等のサービスを受けた日
 - 面接実施日 ■採用日 ■契約内容と有効期間 等
- 複数の雇用仲介事業者から料金等請求があった際には、これら記録により雇用仲介事業者と料金等について相談しましょう。**

また、複数の事業者と契約するには特に、どのような場合に利用料金や違約金が発生するのか、内容・条件をよく確認しましょう。(事業者から求人者に対し、あらかじめ誤解が生じないよう、利用料金や違約金等の内容・条件を明示する義務を課すことにしました。)

(令和7年4月施行)

3

障害者就職面接会(別府会場)のお知らせ

大分労働局・ハローワーク・大分県では、障害のある方の就職をご支援するため、次のとおり面接会を開催します。

日時 2月21日(金) 午前の部 10:00~12:00(受付 9:30~)
午後の部 13:30~15:30(受付 13:00~)

場所 別府国際コンベンションセンター
B-CONPLAZA 3階 国際会議室
(別府市山の手町12番1号)

*駐車場には限りがありますので公共交通機関等をご利用ください。

ビーコンプラザの交通案内はこちら
<https://www.b-conplaza.jp/access/>



4 4月以降の高年齢者雇用確保措置の実施について

令和7年4月1日以降は、高年齢者雇用確保措置として以下のいずれかの措置を講じる必要があります。

まだ措置を講じていない事業主様は3月末までに就業規則の改定等を行っていただくよう、お願いいたします。

- ・定年制を廃止する
- ・定年年齢を65歳以上へ引き上げる
- ・定年年齢は64歳以下のまま、希望者全員を65歳まで継続雇用する制度を導入する

※ご注意

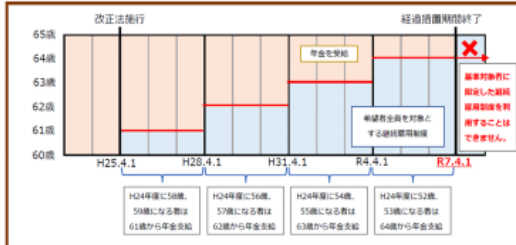
「定年年齢60歳、その後は希望者全員を64歳まで継続雇用可能とし、更に基準に該当する者は65歳まで雇用できる」といった制度の運用は3月末で

経過措置に基づく基準対象者に限定した継続雇用制度を利用している事業主の皆さまへ

経過措置期間は2025年3月31日までです
4月1日以降は別の措置により、
高年齢者雇用確保措置を講じる必要があります

平成24年度までに、労使協定により継続雇用制度の対象者を限定する基準を定めていた事業主は、現在は経過措置として、老齢厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢以上の年齢の者について継続雇用制度の対象者を限定する基準を定めることが認められています。その経過措置も2025年3月31日を以て終了します。

■経過措置の流れ



！ 2025(令和7)年4月1日以降は、高年齢者雇用確保措置*として以下のいずれかの措置を講じる必要があります。

- 定年制の廃止
- 65歳までの定年の引き上げ
- 希望者全員の65歳までの継続雇用制度の導入

* 高年齢者雇用安定法第9条第1項に基づき、定年を65歳未満に定めている事業主は、雇用する高年齢者の65歳までの安定した雇用を確保するための措置を講じなければなりません。

◆ 不明点がございましたら、最寄りのハローワークにお問い合わせください。

厚生労働省 大分労働局 ・ ハローワーク宇佐 LL06322第01

「65歳までの雇用確保措置の導入」についてのお問い合わせは

宇佐公共職業安定所 ☎ 0978-32-8609 (求人担当)

5 《求職者の皆さまへ》 セミナー、各種相談会、説明会のお知らせ

就職支援セミナー & 個別相談 事前申込み

2/25(火)

13:30～15:30 セミナー 15:30～16:30 個別相談

求職活動の進め方、応募書類作成・模擬面接の実施など、専門講師によるセミナー（定員8名）

【申込み】ハローワーク宇佐まで

福祉のしごと相談会 当日受付

2/25(火)

10:00～12:00

福祉職場への就職についての不安、悩み、資格や職場体験などの相談・情報提供

【問】大分県福祉人材センター ☎097-552-7000

心理カウンセリング 事前予約

2/3・10・17(月)

2/13(木)

就職に対する心理的不安に専門の臨床心理士による相談・アドバイスなど 【予約】ハローワーク宇佐まで

看護職の就職相談会 当日受付

2/12(水)

10:00～12:00

ブランクが長いなど看護職への就職についての不安、悩み、施設見学などの相談・情報提供
【問】大分県看護協会 大分県ナースセンター ☎097-574-7136

おおいたサポステ出張相談 事前予約

2/5・19(水)

11:00～16:00

働くことに悩みを抱えている方へのコンサルティング、就職に向けてサポート（15～49歳対象）【予約】おおいた地域若者サポートステーション ☎097-533-2622

事業所ミニ説明会 当日参加

2/18(火)

2/6・13・20・27(木)

予約不要、応募書類（履歴書等）不要、入退室自由。事業所から直接話を聞くことができるよい機会です。参加事業所はハローワークで確認できます。

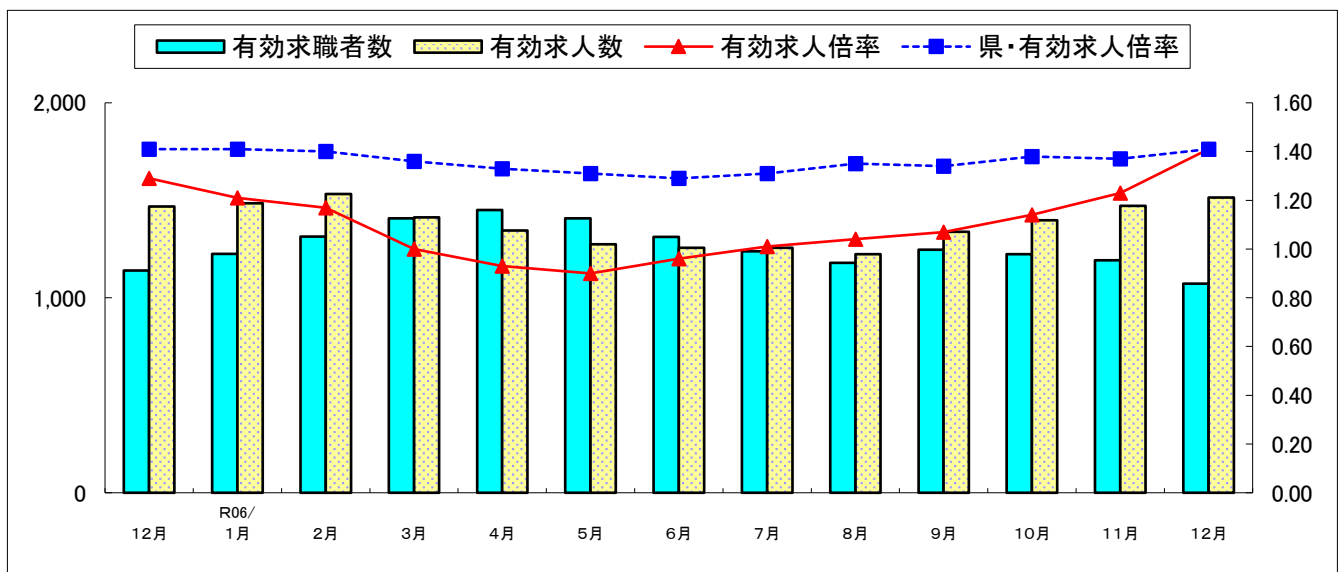
6 労働市場の状況（管内の求人・求職）

【令和6年12月】

項目		年月・増減率	今月	前月	前年同月	対前年同月増減率(%)	
職業紹介関係	新規求職申込件数		215	239	228	▲ 5.7	
	月間有効求職者数		1,072	1,192	1,140	▲ 6.0	
	新規求人数		549	468	553	▲ 0.7	
	月間有効求人数		1,515	1,471	1,469	3.1	
	就職件数		94	135	100	▲ 6.0	
	有効求人倍率(管内)		1.41	1.23	1.29	0.12P	
	有効求人倍率(大分県)		1.41	1.37	1.41	±0.0P	
	有効求人倍率(全国)		1.25	1.25	1.27	▲0.02	
	高齢 (注)	月間有効求職者数		252	275	278	▲ 9.4
		月間有効求人数		232	219	217	6.9
常用有効求人倍率			0.92	0.80	0.78	0.14P	
パート	月間有効求職者数		471	550	524	▲ 10.1	
	月間有効求人数		620	513	574	8.0	
	有効求人倍率		1.32	0.93	1.10	0.22p	
雇用保険関係	資格決定件数		40	65	57	▲ 29.8	
	受給者実人員		278	268	318	▲ 12.6	
	資格取得者数		248	266	230	7.8	
	資格喪失者数		205	200	285	▲ 28.1	
	うち事業主都合離職者		22	14	9	144.4	

注)高齢者とは55歳以上65歳未満の者の数となります。

- 12月の有効求人倍率は**1.41倍**となり、前年同月より**0.12P増加**しました。
- 新規求職者数は対前年同月比**5.7%減少**し、新規求人数は**0.7%減少**しました。
- 月間有効求職者数は対前年同月比**6.0%減少**、月間有効求人数は**3.1%増加**しました。
- 新規求人数を産業別に対前年比で見ると、建設業(▲14.9%)、製造業(+19.4%)、情報通信業・運輸業・郵便業(▲18.8%)、卸売・小売業、宿泊業・飲食サービス業(▲51.4%)、医療・福祉(▲4.6%)、サービス業(▲53.8%)でした。



	12月	R06/ 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
有効求職者数	1,140	1,226	1,314	1,408	1,450	1,408	1,312	1,239	1,180	1,246	1,224	1,192	1,072
有効求人数	1,469	1,484	1,532	1,412	1,345	1,274	1,257	1,256	1,224	1,339	1,397	1,471	1,515
有効求人倍率	1.29	1.21	1.17	1.00	0.93	0.90	0.96	1.01	1.04	1.07	1.14	1.23	1.41
県・有効求人倍率	1.41	1.41	1.40	1.36	1.33	1.31	1.29	1.31	1.35	1.34	1.38	1.37	1.41

※パートを含む全数。 ※県の有効求人倍率は、季節調整値(令和5年12月以前の値は、新季節調整値に改定されています。)